上記以外の事業者	一　イ、ロ、ハ、ニ⑴、⑵、ホ又はヘに掲げる事項のうち１項目以上 一　トからリに掲げる事項のうち１項目以上 合計３項目以上

第３　経営力向上の実施方法に関する事項

１　計画期間

計画期間は３年間ないし５年間とする。

２　経営指標

計画策定に当たり、地上基幹放送事業者等が目標とすべき指標は、以下のいずれかのものとする。

一　労働生産性

労働生産性について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が２％以上のものを求める。計画期間が４年間の場合は1.5％以上の目標を、３年間の場合は１％以上の目標を求める。

㈱　労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

二　売上高経常利益率

売上高経常利益率について、５年間の計画の場合、計画期間である５年後までの目標伸び率が５％以上のものを求める。計画期間が４年間の場合は４％以上の目標を、３年間の場合は３％以上の目標を求める。ただし、事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することを認めることができることとする。

なお、売上高経常利益率が負数の者については、売上高経常利益率が正数となるような目標を定めることを求める。

第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

１　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

２　計画進捗状況の把握の推奨

国は、経営力向上計画の進捗状況を地上基幹放送事業者等が自ら定期的に把握することを推奨する。

３　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査及び助言・指導に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

４　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

５　中小企業者等の規模に応じた計画認定

国は、中小企業者等による幅広い取組を促すため、中小企業者等の規模に応じて柔軟に計画認定を行う。

６　中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

認定事業分野別経営力向上推進機関には、１に掲げる要件を満たし、かつ、２に掲げる業務を行うための知見及び能力を有することを求める。

１　要件

一　組織体制

イ　業界全体のニーズや動向等について、十分な知見や情報発信力があること。

ロ　業界の経営力向上を推進するための人員体制が十分に確立されていること。

ハ　事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る１年以上の実務経験を含む３年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者により、２に掲げる業務を行うこと。

ニ　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、実質的に人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二　事業基盤

イ　会員からの会費収入、自主事業による収入又は自治体からの財政的支援等、適切な収入基盤を有すること。

ロ　決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

２　業務

一　本指針に定めた事項に関する普及啓発及び研修

二　当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見に関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究等

３　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一　国が配慮すべき事項

イ　国は、地域における中小企業者等の支援の担い手を多様化・活性化し、中小企業者等に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

ロ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

ハ　国は、事業分野別経営力向上推進業務を行おうとする者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

ニ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

ホ　国は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

ロ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

第６　適用範囲

本指針の適用範囲は、放送法第２条第14号に定める移動受信用地上基幹放送又は同条第15号に定める地上基幹放送を行う放送事業者及び同条第24号に定める基幹放送局提供事業者とする。